

運動スローガン―

- 1. 自由な論議の場を!
- 2. 行政の主体性の確立
- 3. エセ同和行為の排除

No. 438

2023年(令和5年) 8月25日発行

自由同和会大阪府本部事務局 堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室 電話(072)224-1111

■発行人 畑中幸司

定価一部500円 年間6000円(送料込み)

-ムページ▶https://jiyudowa-osaka.org

はじめに

数の地方公共団体からの問い合わせや相談が相次いだ。この機会を最大限に活用しての条例化に拍車を掛けたした全国水平社の流れを汲む「部落解放同盟」が、創 は怖いという思いを社会にまき散らして、第二次世界大戦下に消滅昨年は、大正11年3月に創立され激しい糾弾闘争を繰り返し「部落」 に拍車を掛けたことで、相当 に開盟」が、創立100年の 、第二次世界大戦下に消滅

を再指定する必要がある部落の実態調査を含むものについて反対し断している。時計の針を戻すような部落問題に特化した内容や地区 た結婚差別も長きにわたっての人権教育・啓発により理解が進み大で、返答としては「同和問題(部落問題)は、解決の最大の壁であっ ば、言葉に詰まる。 るようだが、続けて5年以内の結婚差別や就職差別の有無を尋ねれ ていない」と述べると、人権であれば許容されることを知り安心す ているもので、あらゆる人権問題の解決のための条例には反対はし きく前進していて、既に最終段階を迎えているのが現状であると判 その大半は、自由同和会は何故条例化に反対するのかというもの

誰のための条例化なのか、 大いに疑問を残すところで

で、

会で、条例化には反対の決議をした。 組み入れることだと判断し、平成30年5月に開催した第33回全国大 ある。 の実態調査になったことで、条例化する中に「部落」の実態調査を 別解消法」に私どもの反対から「部落」の実態調査ではなく「部落差別 その理由として、①旧同和関係者だけを優遇すれば、 部落解放同盟の条例化の柱は、平成28年12月に成立した「部落差 市民感情を悪

断を持ち込むことになり、さらに、アウティングになることである。係者を選別することは、地域の中で平穏に暮らしている人たちに分 の実態調査は、旧同和地区を再指定することになり、部落の固定化化させ、解決の過程にある同和問題の早期解決を妨げること。②部落 ていることを再確認し、 のとなるよう、 とのないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するも 調査を実施するに当たっては、 につながること。③混住が進んでいる中、実態調査のために旧 また、「部落差別解消法」の付帯決議にも「部落差別の実態に係る その内容、手法について慎重に検討すること」とし 今後も条例化には反対していく。 当該調査により新たな差別を生むこ 部落の固定化 1同和関

内訳、

権擁護法案」 事ことは糾弾することではなく、被害者の救済であり、そのための「人 差別や人権侵害をした人に反省を促すことも大事だが、 このところ部落解放同盟は、「差別禁止法」の制定を目論んでいる。 の成立である。 もっと

れる法案に見直し、成立のために、再度「人権会議」として活動すの「人権委員会」を中心とする「人権擁護法案」を国民から理解さ迅速・柔軟に人権救済ができる国家行政組織法の第3条機関として 権擁護法案」の内容に齟齬をきたし休眠状態になっているが、簡易・年2月に結成した「同和問題の現状を考える連絡会議」を改名)は「人 ることを視野に入れた活動を行う。 全国隣保館連絡協議会」 「自由同和会」、「部落解放同盟」、(公社)「全国人権教育研究協議会」 の4団体で結成した「人権会議」、 (平成3

れたもので、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」成20年5月に発効した条約を批准するために平成25年6月に制定さ と同様に令 理的配慮の提供」は令和3年5月に改正され、国や地方公共団体等 を定めたものであり、これまで努力義務であった民間事業者の「合 範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行うよう指導するととも 障害者差別解消法」 して合理的配慮を求めていく。 に設置等)になるので、会員の事業者に過重な負担がな和6年4月1日から義務(車いす利用者のスロープを店 は、 平成18年12月に国連総会で採択され、 平 更に、

も 「国等職員対応要領」と 「事業者のための対応指針」が作成された後、 同法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関 る基本方針」が平成27年の2月に策定公表され、 月から施行された。 各省庁にお 教育

関して必要な施策の策定と実施を求めるととも の策定を求めている。大半の地方公共団体は策定済みだが、一 地方公共団体についても、 障害を理由とする差別の解消の推進に 「職員対応要領」

都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市区町村は大幅に遅れてために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、 を図ることと、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うまた、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決 市町村に遅れがあることから策定を急がせてい 部の

求めていく。

143·5人から1万409·0人で、前年2·81%から2·86%に、前町村では前年の3万3·369·5人から3万4·535·5人で、前年43·5人から1万409·0人で、前年2·81%から2·86%に、 対象企業を従業員数45・5人以上から43・5人以上に拡大)が引き上民間企業でも、令和3年3月1日から法定雇用率(22%→23%、 民間企業でも、令和3年3月1日から法定雇用率(22%→23%、常勤が多いので常勤雇用増やすよう国や地方公共団体に求めていく。 の2:51%から2:57%に、教育委員会では前年の1万6:106:5人 過去最高を更新で、雇用障害者全体では61万3・958・0人(その 対前年比0・05ポイント上昇していて雇用障害者数も実雇用率も げられた。令和4年6月1日時点での雇用数や実雇用率は2.25%で から1万6-501-0人で、2-21%から2-27%に改善されたが、 6月時点での国の雇用は前年の9,605 解釈しての水増し雇用につ 7月時点での国の雇用は前年の9・605・0人から9・703・0人衆しての水増し雇用については早期に改善が図られた。令和4年平成30年に発覚した国や地方公共団体などが障害者の定義を拡大 43·5人から1万409·0人で、前年2·81%から2·86%に、市前年の2・83%から同率の2・85%に、都道府県では前年の1万 前年 非

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成7月からは25%→27%(37・5人以上)に引き上げられる。 なお、令和6年4月からは23%→25%(40・0人以上)、令和8年

会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有 針」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指 措置に開する指針」を平成27年3月に策定して 25年6月に改正しこの改正に基づき、「障害者に対する差別の禁止に な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき る。

の雇用の促進と「障害者活躍推進計画作成指針」の策定とこの指針の促進等に関する法律」は改正され、国及び地方公共団体での一層方公共団体の水増し雇用の反省から、令和元年にも「障害者の雇用 推進計画』に基づく取り組みの実施状況を注視する。 と「障害者職業生活相談員」の選任を義務付けたので、 に即した「障害者活躍推進計画」の作成並びに「障害者雇用推進者」 平成30年に発覚した障害者の定義の拡大解釈による国や地 「障害者活躍

業を認定する「もにす認定制度」が実施されているので、認定され令和2年4月より、障害者・雇用に積極的に取り組む便良中小企 るよう会員の事業者を指導していく。 ノーマライゼーション(共生社会) の観点からのインクル

→3・740人の配置、また、特別な支援を必要とする子供への就学立活動の充実を図るため、医療的ケアのための看護師は3・000人する)システムの推進として、都道府県が特別支援学校における自 前から学齢期、 ける交流及び共同学習を通じて障害者を理解するため、 フリーを促進するなど、 〔特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障 (284百万円→180百万円、 社会参加までの切れ目ない支援体制整備、外部専門 「障害者差別解消法」 専門家348人)、学校にお E法」の施行を踏まえ、特別)を活用して、心のバリア 更なる予算の拡充 「心のバリア

会員に熟読するよう促してい

れているので、市町村に作成を要請する。 が不自由な障害者向けの「水害ハザードマップ」の作成が大幅に遅 プ」は大半の市町村で作成済みだが、点字や音声を使用した目や耳

2.%に引き上げられた。 教育委員会は2.%から2.%に、都道府R 都道府県はは2.%から2.%に、都道府R 2.5%になったが、 2.5%になったが、 2.5%になったが、 2.5%によったが、 2.5%によっなが、 2.5%によっなが、 2.5%によっなが 障害者の雇用については、平成30年4月から精神障害者の 都道府県の教育委員会は 国と都道府県は2.%から2.5 令和3年の3月 からは国 2.4 % から 雇用

身体障害者は対前年比0.8減の357.766.5人、 知的障

の指針が守られているかの点検も併せて行っていく。 集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているの この指針も平成28年4月から施行されており、 定めているので、、この指針では、 こ募

てに努める。

ことで、

特別支援教育としての新たな施策として、すべての新規採用教員

なお、洪水や高潮、津波が発生した場合に備える「水害ハザ

が明記された。 令和2年

ために」〜みんなで育児を支える社会に〜では、

同じように子どもを殴った 長時間正座をさせ

虐待の定義として、

罰や虐待の防止に努めるとともに、私どもも体罰等によらない子 速やかに都道府県の設置する福祉事務所か児童相談所に通告し、 これら体罰や虐待を発見した揚合には、

20万7,660人(2 ,616件増 対前年比 1.3 % 増) で過去最高にな

この人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しな権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、 影響を及ぼす言動をしてはならない」を加えた。 ければならず、 され、令和4年12月10 子を懲戒することができる」との条文は、 この条文を削除する民法の改正案が第208回 かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害 日に成立し、第821条(子の人格の尊重等) 国会へ提出

件 (37 %)

なお、

基本計画」(令和5年度~令和9年度)も閣議決定されているので、 本年の3月14日には、この「基本方針」の改定と「第5次障害者

用の促進を強力に求めていく。 9.765.5人) で対前年27%増の1万6.172.0人の増になって9.765.5人) で対前年27%増の1万6.172.0人の増になって 害者は4.1%増の146,426.0人、 精神障害者は11・9%増の10 求めていく。

しつけとして体罰を容認する風潮がある親権者等による体罰の禁止擁護、児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化等が図られ、この改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利

の2月にまとめられた指針「体罰等によらない子育ての

大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさ言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、 友達を殴ってケガをさせたので、 ほほを叩

以上の6項目の例も体罰に挙げ、 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

なお、令和3年度に児童相談所が児童虐待として対応した件数

·を懲戒することができる」との条文は、体罰の根拠になってい民法第822条の親権者の「看護及び教育に必要な範囲内でそ

いがあるとして通告された18歳未満の子供は11.比0.2%減)になり、前年より警察から児童相談! 81件(前年比0.3%増、 令和4年の1年間に全国の警察が摘発した虐待事件は2 前年より警察から児童相談所に虐待を受けた疑 で、被害を受けた子どもは2,214 その内無理心中を含め死亡した子どもは (前年

に要請して う全教委に通知したが、 を10年以内に2年以上、 また、昨今、 努力義務なので必須にするよう

築で教室を増やすよう要請する。 町村教委にインクルーシブ教育を増やすか特別支援校の新設及び を上げるなど、教室不足の解消を促しているので、 教室の過不足を調査した結果、)が不足していることが確認されたことで、 「医療的ケア児支援法」が令和3年の6月に成立したことで、特別 特別支援校へ通学する児童生徒が増えていること 3,740教室(令和3年10月1日 設備に対する補助率 都府県教委や

村に働きかける。 で、看護師等の配置について学校からの要請に応じられるよう市 支援校だけではなく地域の学校への通学が増えてくると思われる

見直すよう併せて要請していく。設けられ、令和4年の4月から施行されたので、なお、特別支援校には設置基準がなかったが、 、この基準を参考に、設置基準が初めて

者用のトイレやエレベーターの設置などバリアフリー化を市町村特別特定建築物に公立の小・中学校が追加されたので、車いす使 年3月のバリアフリ 求めていくが、新改築に限られ既存の校舎は対象外であったが、 本構想」の策定、「心のバリアフリー」 本年4月から施行される改正バリアフリ ー化を目標に掲げたので、 の推進が義務化され、 法では、市町村での その実施を市町村 また

定された。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲、高齢者にもやさしい施設にするためにもバリアフリーが急がれる。大半の小中学校は、災害時の避難所に指定されていることか、 ともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では 待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけると ており、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、 養護者と障害者福祉施設の従事者及び障害者を雇用する事業主と 大半の小中学校は、

市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と が令和元年6月19日に成立した。 件が続いたことから、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の 的確な対応ができるよう要件が簡素化されたにも拘らず、悲惨な言 4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・搜索が迅速 児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成29年 の引き上げ、 裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・捜索、 定義や通報義務の拡大、 止等に関する法律」 児童の虐待については、平成12年5月に成立した「児童虐待の 地方公共団体での要保護児童対策知的協議会の設置等 や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の 警察に対する援助要請、 立入の拒否での罰金 出頭要求の制度化 改正案

・他人のものを取ったので、お尻を叩いた

元見した揚合には、通告義務があることから、心理的虐待としている。

特別支援学級や特別支援校で経験させる

虐待を受けた子供を親から引き離す一時保護を行う際の手続きに、 60人程度を増やし、6.850人程度にするとしている。 ある児童福祉士を現在5.780人程度から令和5・6年度に1.0 称)が認定資格(国家資格)として令和6年度に導入されるとともに、 な児童虐待の専門職として「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」(仮 令和4年6月8日に改正「児童福祉法」が成立したことで、新た 虐待で悲惨なケースが続いていることで、児童相談所の専門職で

が所管することになり、市町村には「子ども家庭センター」 されるので、市町村や児童相談所と連携して、悲惨な児童虐待での **犠牲者をなくしていく** 司法審査 なお、今後は、本年4月1日に新たに設置される「子ども家庭庁」 も導入された。 (裁判所が一時保護状を発行し7日以内に司法が介入する が設置

もの)

るとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策 が明確化されてきたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続い 策推進法」が制定され、 ていることから、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂す (推進法」が制定され、いじめの定義の拡大やいじめ問題への対応学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対

みを行うことも明記された。 大震災により被災した児童生徒等については特に配慮が必要と明記 者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組 され、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害 一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒、東日本 基本方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒、 性同

を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む) また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響

な出来事が起こらないように、 本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切 て大きな不信を与えたりした事案が発生していることを踏まえ、 な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対し の背景調査の指針」(平成26年7月)、 ン」では、「基本方針」(平成25年10月)、「子供の自殺が起きたとき イドライン」 んでいる状態が3か月以上継続しているとした。 新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ (平成28年3月)が策定された後も、学校の設置者又は学校に いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、「法」、 を策定したとしているので、今後はいじめによる悲惨 各学校に設置されている「いじめの 「不登校重大事態に係る調査の 「ガ

ル(補助率 1/3)、SNSを活用した相談体制の整備に対する支援パーバイザーの配置(90人)、 24時間通話料無料の子供SOSダイヤ校→2・500校)、教育支援センターの機能強化(250箇所)、スー る取組の推進(補助率 1/3)、新規事業としてオンラインカウン 策のための重点配置(2-900校校→3-500校、ヤングケアラー 不登校対策のための重点配置(2,000校→3,000校)、貧困対 2.900校)、貧困対策のための重点配置 (1.900校→2.30 (補助率 1/3)、不登校児童生徒に対する支援推進事業(補助率 支援のための支援を含む)、虐待対策のための重点配置 (2・000 置(90人)、自殺予防教育の支援、スクールソーシャルワーカーにつ教育支援センターの機能強化(250箇所)、スーパーバイザーの配 0校)、虐待対策のための重点配置 (1,500校→2,000校)、 への配置、いじめ・不登校対策のための重点配置(2,000校→ 防止等の対策のための組織」の点検を行っていく。 税措置が講じられているので、積極的な活用を地方公共団体に求め るとしていたが、予算配置が見送られ、令和2年度からは普通交付 方公共団体で取り入れられ、文部科学省も全国に300名を配置す いては、すべての中学校区への配置(10,000中学校区)、いじめ・ 1/3)、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援す スクールカウンセラーについては、全公立小中学校27.500校 スクールロイヤーは、 一部の地

るとともに、配置を文部科学省に求めていく。 セリング活用のための配置67箇所、 令和3年度のいじめの認知件数(小・中・高・特別支援校)につ

最高になった。 昨年度の18,870件から3,030件の増で21,900件の過去 63件から98·188件(9·0%)増加していて、ネット(パいては615·351件で、昨年度の過去最多で前年度の517・ コンや携帯電話を使用しての誹謗・中傷)でのいじめの認知件数も、

文部科学省は、平成25年からは警察との連携をするよう通知を出:(37%)増の705件になっている。 自殺等重大事態については、昨年度の514件から191

の連携を密にし、 の連携を徹底するように通知を出しているので、学校現場に警察と しているが、令和3年度のいじめ件数615,351件に対して、 ,344件の0.%でしかなく、本年の2月7日に再度、警察と いじめをなくすよう要請していく

小・中学校は全面実施になっていることから、差別を「しない、 また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、 見逃さない」ことは最高の道徳だと思われるので、道徳も

自由同和大阪版

1987年(昭和62年)9月5日第3種郵便物認可

園やいじめ対策は移管されず、 の実施状況や問題点等を確認する。 め細かな対応等の実施につ 現場の教職員からより指導し易いものをとの 等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、 平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施 情報モラル教育の充実をも求めて 最大限に活用するよう求めていく。 性同一性障害や性的指向・性自認 (LGBT)に係る児童生徒につ 子ども政策の 日に430人体制で創設されるが、当初、 「性同一性障害や性的指 司令塔になる「子ども家庭庁」 いて」をまとめ、 向・性自 なお、 インターネットの活用についても、 各学校に配布されている「認に係わる、児童生徒に 要望を受け、

配布されているので、そる、児童生徒に対するき

平成28年4月に教員

いては、

、既に、

今国会提出されているが、 保育所を移管する。 (困などを調査・勧告の権限を持つ行政から独立した第三者機関「子どもコミッ 認定こども園を、 「子ども家庭庁」 の設置については自由民主党内の意見がまとまらず見送られたが、 の創設に併せて、「子ども基本法案」が議員立法として 厚生労働省は虐待対策、 子どもの権利が守られているかのチュックや虐待や 内閣府は少子化対策、 予定されていた文部科学省の幼稚 が内閣府の外局として本年4月 ひとり 子どもの貧困対策、 親家庭支援、 母子保健、 児童

家庭センター」を全国の市町村に設置される予定。 後の見直し条項があるので、 理解を求めてい 「子ども家庭庁」 の創設に併せて、 「子どもコミッショナー」 子育て世帯を包括的に支援する の機能を取り入れる

れは現在二つに分かれている①母子保健法に基づき設置されている、 妊産

もので、 福祉法に基づき設置されている、 婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター 「子ども家庭総合支援拠点」 令和6年度以降の設置を目指すとしてい を一本化して「こども家庭センター」に改める、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応す る。 一と、②児童

で、

トプラン」 **答、貧困、若年妊婦など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画「サポーのセンターでは、家族の介護や世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」** るらしい 人権については、平成13年10日といので、全面的に協力する。 を作成して、家庭を訪問 家事や育児の援助を行うことを想定し

また、

町村が設置する施設は135施設、前年より6施設を市町村に求めていく。(令和4年9月1日現在、 努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置して 偶者暴力相談支援センター」 防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)によって、 女性の ・成19年7月の改正により、 市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が が各都道府県に設置され、業務を開始しており、 前年より6施設の増加) 月から施行され 全国308施設で、 いないことから、 た「配偶者からの暴力の 平成14年4月からは「配 、その内市

より1・298件増の6万539件になっているが、検挙件数は前年より減少し、度より1・454件(前年比18%増)増えており、加害者への指導や警告も前年万2・478件で、令和4年に警察が対応したものでも8万4・496件で前年 なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、令和3年度は12

ることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立て99件減の8-535件になっている。 よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、は252件減少し1・082件について保護命令が発令された。 令も新設されたことで、平成26年の2・576件をピークに令和4年では前年の けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受 被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、 いる間につ 被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命。間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発することとされ、 が大きい場合には、 保護命令を発することができることとなったほ 接近禁止命令の発令さ 化を図 フリー

して被害を防いでいく。 積極的に保護命令を活

護命令の対象に加えるとともに、接近禁止命令などの保護命令機関を6ヶ月か度からは、身体だけではなく精神への重大な影響を及ぼす「精神的DV」も保 年以下の懲役または200万円以下の罰金」になる。 ら1年に、罰金も現行の「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」から 「DV防止法」の改正案が今国会へ提出されているので、 成立す れば令和 $\overline{2}$

増の1・744件になり、検挙についても91件 滅少しているが、 をピークとして、 また、 いずれも過去最多になってい 「ストーカー規制法」による相談件数は、 になり、検挙についても91件(9.%)増の1.0?つきまといなどを禁止する禁止命令は前年より 和4年では1万9・131件で、 る。 平成29年の2万3 令は前年より73件 前年より597件 028件が検挙 ,079件 4.4 0.3 % %

その体制整備を大阪府・市区町村に求めていく。明記されたが、相談窓口すら設置していない市 いない市町村が多数存在すること

禁じた改正が行われた。これで「ストー てのシェルター 昨年の5月には、GPS機器や居場所が分かるスマ 時避難所) カー (所)が不足しているので早、被害者の増加が予想される カー規制法」は3回目の改正になる。 るので早急に設置するよう市町村 が、 緊急な避難場所と の悪用を

きしあるが、いずしあるが、いずしまた、民間シェルター 政基盤が脆弱で運営が 運営団体 0) が実情であるの 月 で、 現在) 地

> 態に合わないことから、DVや性被害、 現在のDVやストー: する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」が超党派の議員立法 現在開催されてい ある女子を収容保護施設に基づいて運営されているが実カーでの一時保護施設(婦人保誰施設)は、売春防止法 る国会へ提出されているので、 生活困窮などで苦しむ女性の支援を拡大 成立に向け

援施設」に改称される成立すれば、令和 る。 現在の 「婦人保護施設」から 「女性自立支

定が、令和4年4月からは101人以上も義務になったので、たことで、これまでの従業員301人以上の企業が義務であっ表することを義務付けるものであったが、令和元年5月29日に 女性の 計画の策定を求めていく。 の割合や採 月1 平成27年の8月に成立し、 日までは 地位の向上のため従業員301人以上の企業、 用比率などを数値目標にすることなど、 企業は行 平成28年4月に施行された 画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公 企業が義務であった行動計 取り 国や自 組む内容を平成28年のや自治体に女性管理職 「女性活躍推進法」 に改正案が 対象企業に行 画の策 は、

談窓口 講じなければならなくなったが、令和元年5月29日には「女性活躍推進法」と「労マタニテイーハラスメント(出産・妊娠)も平成29年1月からは防止の措置を 働施策総合推進法」の改正案が成立したことで、大企業(300人以上の企業)は、 就業規則に明記するなど、 要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること) 令和2年6月1 の措置を講じることになっているが、平成28年3月に 「男女雇用機会均等法」により、 の設置が義務になったが、 日からパワハラ(上司などの優越的な関係を背景に、業務上必 ワハラ防止策と相談窓口の 本年の4月からは中小企業もパワハラ禁止を 売を害すること)防止の措置を講じることや相 セクシャルハラスメント 「均等法」が改正され、 設置が義務になった (性的言動) は防止

う促してい する特例認定制度 なお、「女性活躍推進法」では女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対 (プラチナえるぼし) が創設さ れてい るので、 認定されるよ

私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。政治塾などを開催するよう政党に求めていく。が平成30年の5月に成立しているので、女性の候補を増やすために女性だけが平成30年の5月に成立しているので、女性の候補を増やすために女性だけ 政治の分野でも、 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律_ 0

して、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のことと障害者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自 に入れた取り組みを展開し、 住環境整備については、近隣地域との差異がない ノーマライゼーションを達成する。 かを点検しつつも、 高齢者・

安全・快適に移 リアフリー 動できるものとする。 基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、 安心

公共交通機関を利用した移動の円線物の促進に関する法律」(通称、 新法」と平成28年の る法律」(通称、バリアフリ してバリアフリ リアフリ 法 を統合した新法「高齢者、 については、 の建築物を増やしていく。 4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用 した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、 「高齢者、 新法)が、施行されているので、この「バリアフリ 障害者等の 身体障害者等が 法 移動等の円滑化の促進に関す と 「高齢者、 利用できる特定建 身体障害者等の 交通バリア

混住化を促進す 老朽化、 ŋ 、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、 空き地の有効活用で

的に求めてこれを機会に「人植のまちづくり」 また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、 を具現化する総合計画の策定を 払い下げを積極

改良住宅・公平市町村に求めてい ていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要優先入居を拡大する方針)や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくし持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居(国土交通省も子育て世帯の一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、

とから、 運動団体の していく。 なお、 公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請いの役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になるこ公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和

よう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをす。度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制 批判の対象に る改良住宅・公営住宅の家賃につい ては、 応能応益制 る

修費補助を積極的に活用してバリアフリー化をも進めていく。なるので、障害のある人もない人も利用し易い施設にするために、善された同和地区を眼にすることで、旧同和地区の心象を変えてい 営費の 利用できる公的施設にすることで交流が生まれ、 ゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、 費の削減や廃止は当分の間回避できるものと思われるが地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」 また、 れるが、これを機会にあら 同和対策で住環境が改 が成立したことで運 ま 広く市民 厚労省の

学で月額6万5千円以内、

付制度として教育支援資金があり、就学支度費がなまた、市区町村の社会福祉協議会でも、低所得に

低所得世帯を対象に生活福祉資金

貸

(額6万円以内を無利息で借りること)度費が50万円以内、教育支援費が大

図ることも考慮す 指定管理者制度を活用して、 管理者になりうる学習を行い、 活性化を

うな状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、 特定の業種に偏った特有性をもっているの 生き残りのため共同化や協業化を進めて 零細で、 かつ、 建築・土 で、 公共事業が年々減少していくよ 木関係業者が極めて多いとい 合理化や近代化を促

等を有効利用するとともに、大阪府や市町村と協議しながら、て実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームペー 業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセー がら、きめ細かな指導・ムページで最新の情報

対策が実施されているので都道府県と連携を図り、末就労をなにより都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとと 現在、 もに、 様々な雇用規制の緩和 用和

度を積極的に活用して 平成27年4月から 「生活困窮者自立支援制度」が始まっているの 末就労をなくして この

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、 就

労を確保 ることで、 介議福祉士やホ

化を目指 格の取得を奨励して ルパーが不足しているため、求人の需要が非に、世界でも類のない高齢化社会に進んでい 農林漁業者については、 し、インター 付加価値の高いものに移行するとともに、 トを活用して消費者との 需要が非常に高くなって 直販や 販売店との直取引 、ること ブラン から な 資

ふく。

このことは、

畜産、

園芸でも

同様

漁業に

なお、本格的に導入されたついては、養殖なども検討しど販路の拡大を図っていく。 管理者になり、 定管理者に管理をさせることになっているので、 各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共 は、養殖なども検討してい 雇用の促進ができるよう、 た「指定管理者制度」 大阪府・市町村と協議していく。 では、 隣保館など すべての公共施設を指 も対象になること 施設 の指定

県本部内に相談業務を確立していく。都府県と緊密な連携を図り、会員に れにしても、 5を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、 相談を行うため、都は省庁と、都府県本部 府 は

〇第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、雇用率(常用労働者が43・5入以上の民間企業は23%)を下回る企業について雇用率(常用労働者が43・5入以上の民間企業は23%)を下回る企業について 進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定0名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が10 内法を整備するよう厚生労働省に求めて る差別に関する条約」を批准し、 いては、 国Ĺ

3

解消法」の成立からが制定されており、 即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。 ての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、 **注」の成立から、この2つの法律を有効活用し、すべての定されており、国においては基本計画も策定実施されてい育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推** すべての都道府県、 の推進に関する法律」 るが、 「部落差別 現状

設置の企業には、推進員の設置を求めて、推進員」との連携を深め、企業内の人権 :進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未0名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発また、基本計面には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が1

私立高校の場合には、 8・800円(月額9・900円)が就学支援金として支給される制度に変更され、 が取り入れられ、 高等学校の授業料の無償化は、平成26年度からは所得制限(年収約91 00円が支給され実質無償化になる。 国公私立を問わず、 令和2年4月からは世帯の年収590万未満は年額39 高校等の授業料の支援として、年額1 0万円)

6

人以上 準ずる世帯 ため世帯年収の引き上げを要請する。 業料の免除・減額と給付が本格的に始まったが、住民税非課税世帯及びそれ 大学・短期大学・専門学校の奨学金は、令和2年4月 いる (世帯年収約380万円未満) になっているので、 「多子世帯」や理工農系の学生も対象になる予定だが年収は未定) (令和6年度からは、 から新制度になり、 扶養する子どもが 対象者を増や 授

課税世帯は学力基準実質的に撤廃) は、授業料等減免・給付型奨学金5・311億円、無利子2・957億円(1万円(1万円刻み)と選択できるようになっているが、令和5年度予算要第2種(利息付)とがあり、第2種の場合は毎月貸与する金額が、2万円 本学生支援機構の貸与型の奨学金はこれまでと同様に、 給付型奨学金は第1種の奨学金との併用は可能になっている。()、有利子5・949億円(65万3千人)になっている。 がある第1種 (無利息) 学力基準(住民税 と、学力基準が 50 求 な

利息は高い 「本学生支援機構の奨学金とは別に、国の教育ローン(日本政策金融公庫)、特別増額も、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円と、借りることができまた、1種・2種の奨学金と合わせて、入学の時に必要な資金として、 が350万円まで借りることができる。 (日本政策金融公庫) ることができる。 は、

をと同時に、所得の格差で教育の格差が生じないよう、大阪市が実施している塾と同時に、所得の格差で教育の格差が生じないよう、大阪市が実施している塾と同時に、所得の格差で教育の格差が生じないよう、大阪市が実施している塾と同時に、所得の格差で教育の格差が楽り、され、平成20年度からは「新たなは、得連動返還型無利子奨学金」(第1種)が導入され、平成20年度からは「新たなよ、得連動返還型奨学金」(第1種)が導入され、平成20年度からは「新たなよ、得連動返還型奨学金」(第1種)が導入されたが、これは第1種(無利子)の奨学金も導入するよう要請していく。

新たな返済方法として、「年収300万円以上」に達した段階で返済が始まる事が、平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が、平成20年3月には「人権教育の指導方法の在の地域とから、その実施を求めているが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が出ているが、平成20年3月に「人権教育の指導方法の正の地域といる。

的に実施されるよう働きかける。

なお、近年各地で始められた小・中一地域は崩壊する可能性もあることから、せる可能性と、これまでの学校と地域の お、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改 者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行さ 可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が滅少する た、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、旧同和 導入には断固として反対してい

れ平成28年4月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」 めて同和問題の解決に繋げていく。 とから、 旧同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流 にな

る正さ

ていることから、 だに、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発 教職員に対する人権研修の徹底をも求めてい

なるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵(15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対 家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、

発する学校でのいじめ問題をはじめとする様々な人権問題に対処するため、 権擁護体制の強化が図られているので、積極的に人権救済を行っていく 25年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤す

るので、国民の支持が得られるようにするため、法案に記述する人権侵害 由を規制するものだとの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けな 「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現

ンターネットの人権侵害については、匿名の場合が多いことから発信者を